

令和4年度静岡県青年農業者海外派遣事業研修生募集要領

1 目的

公益社団法人国際農業者交流協会（以下、「交流協会」という。）が実施する農業研修生海外派遣事業を利用して、本県農業青年等を海外農業先進諸国へ派遣し、農場実習と学課研修を通じて国際的視野と経営能力を養い、将来の本県農業の中核となる青年の育成を図るとともに、国際交流の増進に寄与する。

2 事業概要

交流協会が実施する農業研修生海外派遣事業のうち、アメリカコース、オーストラリアコースの静岡県知事推薦者を選考する。募集内容は、別紙「令和4年度静岡県青年農業者海外派遣事業の概要」のとおり。

なお、ヨーロッパ・その他の国々については、本事業の対象外であり、交流協会の中央選考に直接申し込むものとする。

3 応募者の資格

- (1) 日本国籍を持つ独身男女で、心身共に健全であること。
なお、現在治療中の怪我や病気（精神疾患を含む）がある者は、医師の診断書を提出し、それを以って判断する。
- (2) 明確な研修目的を持っていること。
- (3) 外国語を学ぶ強い意欲を持っていること。
- (4) 海外農業研修で専攻する業種について、十分な農業経験があること。又は、渡航までに十分な農業経験を積むことができること（概ね2か月以上）。
- (5) 事前講習までに普通自動車運転免許を取得していること。AT限定の者は渡航までに限定を解除しておくこと。
また、トラクター等の農業機械類を使用する可能性があるため、渡航までに大型特殊免許（農耕車限定も可）を取得しておくことが望ましい。
- (6) 犯罪歴がないこと。
- (7) 将来、静岡県内で地域農業の指導者となることが期待されること。
- (8) その他、別紙に掲げる各国の資格要件に該当する者であること。

4 申込手続

(1) 交流協会ホームページでプレエントリー

交流協会ホームページ(<https://www.jaec.org/>)にて、プレエントリー(仮申込)を行う。

プレエントリーを行うと、交流協会からメールで申込書類(PDF)が送られてくる。

*パソコン用のメールアドレスが無い場合、プレエントリー入力情報により、交流協会から本人へ申込書類が郵送される。

*ホームページに繋がらない場合、直接交流協会へ電話する(TEL03-5703-0252)。電話上で必要な情報を伝えることにより、交流協会から本人へ申込書類が郵送される。

(2) 申込先（申込受付機関）及び期限

応募者は令和4年7月15日（金）までに、静岡県内の各農林事務所、農林環境専門職大学及び同大学短期大学部に申込書類を提出する。

(3) 申込書類

- ① 令和4年度海外農業研修申込書*
- ② 健康診断書*
- ③ 令和4年度静岡県海外農業研修支援事業費補助金要望調査票【県様式A】

※①、②は、プレエントリー後、交流協会より送付される書類を使用してください。

③は、県農業戦略課ホームページでダウンロードするほか、静岡県内の各農林事務所、農林環境専門職大学及び同短期大学部から入手してください。

(4) 申込受付機関の推薦

各申込受付機関は、応募者について派遣することが適当と認められるときは、4の(3)に掲げる書類に推薦書【県様式B】を添えて、令和4年7月29日(金)までに静岡県経済産業部農業局農業戦略課に提出する。

5 選考

(1) 県選考

県は静岡県国際農友会の協力を得て選考会を開催し、合格者を交流協会へ推薦する。

ア 推薦区分

区分	定員等	中央選考での筆記試験の免除*	研修費の県費負担
静岡県知事推薦	若干名	あり	県選考の上位2名については、研修費のうち25万円を県が負担する。

*推薦された者は、交流協会による選考での筆記試験(英語、農業一般、作文)が免除される。

イ 選考会

期 日：令和4年8月中旬頃を予定

場 所：県庁内会議室(予定) ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、オンラインに変更する可能性があります。

ウ 選考方法

筆記試験：作文(テーマを当日指定)

面接審査

エ 選考判定

申込書、推薦書、健康診断書、筆記試験及び面接審査結果を総合して合否及び推薦を決定する。

オ 選考結果の通知

本人及び申込受付機関に通知する。

カ 選考費：無料(ただし、選考会場までの旅費は本人負担とする。)

(2) 中央選考

県選考で推薦された者は、交流協会が行う中央選考を受験する。

ア 選考方法：書類審査及びオンライン(Web会議アプリZoom)による面談。面接の際に初歩的な英会話力と基礎体力の確認を行う。

イ 実施時期：令和4年10月17日(月)、10月18日(火)、10月19日(水)

ウ 選考費：5,000円(支払先：公益社団法人国際農業者交流協会)

6 帰国後の活動

海外派遣農業研修生は、帰国後、原則として静岡県国際農友会に加入し、同会が実施する諸活動に参加するものとする。

【静岡県国際農友会】

青年農業者海外派遣事業（派米農業実習生制度〔昭和27年～〕、派米農業研修生制度〔昭和41年～〕等）により、アメリカ、ヨーロッパ等で農業を学んだ者で、昭和32年9月に組織化され現在会員数は156名。海外の農業知識の普及をはじめ、青年農業者海外派遣事業への協力、訪日農業研修生の受入れなど、地域農業の振興と国際親善に寄与している。

7 各種支援制度の利用

(1) 農業教育高度化事業

海外農業研修を修了して帰国後に就農する意欲がある者を対象に、研修に要する費用（研修参加申込金・研修費）の一部を助成する制度（県分担金を除き、他制度との併用不可）。

申請手続きについては、中央選考の合格者決定後、令和4年度静岡県海外農業研修支援事業費補助金要望調査票【県様式A】にて活用を希望すると回答した者に対し、別途通知する。詳しくは静岡県経済産業部農業局農業戦略課（TEL 054-221-3611）まで問い合わせること。

(2) その他支援事業

農業次世代人材投資事業（旧 青年就農給付金事業）等を利用できる場合があるので、詳しくは最寄りの農林事務所に問い合わせること。ただし、農業教育高度化事業との重複受給申請はできないため留意すること。

8 備考

県選考を経ないで直接中央選考に応募する一般応募の制度については、交流協会ホームページ(<https://www.jaec.org/>)を参照するか、直接、交流協会(TEL 03-5703-0252)へ問い合わせること。

9 問合せ先及び申込先

問合せ先等	電話番号	所在地
(総合的な問合せ) 静岡県経済産業部農業局農業戦略課	054-221-2633	静岡市葵区追手町9-6
(問合せ及び申込)		
賀茂農林事務所（企画経営課）	0558-24-2076	下田市中531-1
東部農林事務所（生産振興課）	055-920-2158	沼津市高島本町1-3
富士農林事務所（生産振興課）	0545-65-2194	富士市本市場441-1
中部農林事務所（生産振興課）	054-286-9023	静岡市駿河区有明町2-20
志太榛原農林事務所（生産振興課）	054-644-9214	藤枝市瀬戸新屋362-1
中遠農林事務所（生産振興課）	0538-37-2269	磐田市見付3599-4
西部農林事務所（生産振興課）	053-458-7212	浜松市中区中央1丁目12-1
静岡県立農林環境専門職大学 ・同大学短期大学部（学生課）	0538-31-7905	磐田市富丘678-1